

# スチュワードシップ責任を果たすための方針

ブラックロック・ジャパン株式会社

平成26年8月

## (1) 基本的な考え方

ブラックロック・ジャパン（以下、当社）は、「責任ある機関投資家」の諸原則 «日本版スチュワードシップ・コード»（以下、本コード）の趣旨に賛同し、本コードの全ての原則を採択し、受け入れを表明します。

当社は、投資運用業者としての受託者責任に基き、顧客利益最大化の観点から、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことで、スチュワードシップ責任を果たすために、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（以下、「本方針」）を定めます。そして、本方針において、スチュワードシップ責任に対する考え方、議決権の行使方針、スチュワードシップ活動に対する総合的な対応方針、そして利益相反の管理方針について明確にします。

## (2) 各原則への対応方針

### **原則 1. スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、「本方針」を定め、ホームページに開示します。

<http://www.blackrock.com/jp/about-us/important-information/stewardship-code>

なお、本方針は運用面で許容される限り、原則として当社が提供する全ての運用戦略・商品に適用されます。

### **原則 2. スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、スチュワードシップ活動、すなわち議決権行使や「目的を持った対話」（以下、「エンゲージメント」）の対象となる会社との間に利益相反が生じる潜在的可能性が懸念される場合、具体的にはブラックロック・グループの関係会社やブラックロック・グループの運用するファンド等との関係などの理由により、当社において議決権行使判断を行うことが利益相反管理の観点から適切でないとみなされた場合に、以下の態勢にてそれら利益相反の回避に努めます。

- 議決権行使に係る判断に当たっては、議決権行使に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」）に照らして、当社の利益もしくは顧客以外の第三者の利益を図る目的から判断を歪めることがないよう、議決権行使業務の専任部門（コーポレート・ガバナンス・チーム）を設置し、また独立した会議体（コーポレート・ガバナンス会議）による議決権行使の監督を通して、株主全体の利益の増大に貢献することを目指します。「エンゲージメント」の実施に関しても、議決権行使同様、コーポレート・ガバナンス会議がこれを監督します。
- 当社において議決権行使判断を行うことが利益相反管理の観点から適切でないとみなされた場合には、第三者の専門機関に行使判断を委ねます。

**原則 3 . 投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

当社では、運用担当者およびコーポレート・ガバナンス・チームの専任スタッフが中心となり、投資先企業の状況を的確な把握に努め、必要に応じて、「エンゲージメント」を検討します。

**原則 4 . 投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

当社は、「エンゲージメント」を、長期投資家の観点から当該企業の持続的な成長を促す重要な手段と位置づけています。「エンゲージメント」を通じて、投資先企業との相互理解を深め、認識の共有を図りますが、最終的な意見の合意を必ずしも前提とはしていません。一方で、「エンゲージメント」においては、投資先企業の個別事情や状況を十分に考慮したうえ、最も適切と考える方法で、個別の問題の改善に努めます。

当社は、原則として、「エンゲージメント」の内容や結果について公表すること、あるいは株主提案権を行使することはありません。長期投資家の観点から有益な「エンゲージメント」にとって最も重要な要素は、投資先企業との健全な信頼関係であると考えており、このような関係の構築にあたっては、当事者間の対話が適していると考えためです。

当社は、通常、「エンゲージメント」において、未公表の重要事実を受領することはないと認識しており、また、未公表の重要事実を受領しないよう慎重に対応すべきであると考えます。しかし、意図せず未公表の重要事実を受領してしまった場合には、当社の社内規程に基づき、インサイダー取引規制への抵触を防止するための措置を適切に講じます。

「エンゲージメント」において、基本的には重要提案行為に該当するような意見を提示することは想定しておりませんが、万一、そのようにみなされるおそれがある場合には、法務部又はコンプライアンス部に確認したうえ、適切な措置を講じます。

**原則 5 . 議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

当社は、議決権の行使及び行使結果の公表について、その方針を「ガイドライン」に明確に定めます。

<http://www.blackrock.com/jp/about-us/important-information/voting>

当社は、議決権の行使を、長期投資家の観点から当該企業の持続的な成長を促す重要な手段と位置づけ、議決権行使ガイドラインを策定しています。個別議決権の行使にあたっては、コーポレート・ガバナンス・チームが公開情報、議決権行使助言会社、セルサイド証券会社の分析調査等を活用しながら、独自に会社議案を精査したうえ、判断しています。さらに、必要と考えられる場合には、当社の運用担当者と協議する場合があります。

当社は、議決権行使助言会社のサービスを利用しています。主なサービス内容は、当社ガイドラインに基く行使判断支援、議案分析レポートの提供、及び行使指図の補助的な事務作業となっています。

当社は、議決権行使を目的とした、株式の借入は実施しません。一方、一部貸し株による運用を行っています。貸し株取引と議決権行使のいずれを優先するかについては、顧客の経済的利益の最大化という観点から判断する方針を、当社の貸し株プログラムでは採用しています。そのため、議決権行使の目的で貸出中の株式をリコール（返還請求）すべきか否かの判断について、当社独自の方針は有しません。あくまで、顧客の方針や顧客との契約内容と対象となる議案の性質を照らし合わせて、対応を検討します。

**原則 6. 議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

当社は、議決権の行使および「エンゲージメント」の活動実績について、必要に応じて、顧客・受益者に対して個別に開示し、また議決権の行使について当社ホームページで年次で一般に開示します。

また、ブラックロック・グループとしてのスチュワードシップ活動について、要旨をまとめた報告書を、ブラックロック・グループのホームページ上で開示します。

**原則 7. 投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

当社は、スチュワードシップ活動を、当社の資産運用業務における極めて重要な機能の一つとして位置づけており、スチュワードシップ責任を適切に果たすための専門チーム（コーポレート・ガバナンス・チーム）を設置しています。コーポレート・ガバナンス・チームは、当社及び当社グループ内の様々な運用担当者と連携することで、スチュワードシップ活動の在り方についての議論を促進し、さらに、そのような議論をとりまとめ、当社及び当社グループとしての統一的意見に集約する役割を担っています。